

四日市市戸籍関係等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第41号

四日市市戸籍関係等手数料条例の一部を改正する条例

四日市市戸籍関係等手数料条例（平成12年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（手数料の徴収時期等）</p> <p>第4条 手数料は、第2条に規定する手数料を徴収する事務についての申請があった際又は当該申請に係る書類の閲覧若しくは交付の際に、申請者から現金又は定額小為替証書でこれを徴収する。ただし、多機能端末機（四日市市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で、当該端末機の操作により各種証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。<u>以下同じ。</u>）により各種証明書を交付した場合は、交付の際に申請者から手数料を徴収したものとみなす。</p> <p>2及び3 （略）</p>	<p>（手数料の徴収時期等）</p> <p>第4条 手数料は、第2条に規定する手数料を徴収する事務についての申請があった際又は当該申請に係る書類の閲覧若しくは交付の際に、申請者から現金又は定額小為替証書でこれを徴収する。ただし、多機能端末機（四日市市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で、当該端末機の操作により各種証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により各種証明書を交付した場合は、交付の際に申請者から手数料を徴収したものとみなす。</p> <p>2及び3 （略）</p>

改正後			
別表（第2条）			
種別	単位	金額	備考
戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項	1件	450円 <u>（ただし、多機能端末機により交付し</u>	

を確実に記録することができる物を含む。)をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付		た場合は350円)	
(略)			
住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づく住民票、除票、戸籍の附票及び戸籍の附票の除票に記載した事項の証明	1件	200円 (ただし、多機能端末機により交付した場合は150円)	
(略)			
四日市市印鑑条例(昭和59年四日市市条例第15号)の規定に基づく印鑑に関する証明	1件	200円 (ただし、多機能端末機により交付した場合は150円)	
(略)			

改正前			
別表(第2条)			
種別	単位	金額	備考
戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。)をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付	1件	450円	
(略)			
住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づく住民票、除票、戸籍の附票及び戸籍の附票の除票に記載した事項の証明	1件	200円	
(略)			
四日市市印鑑条例(昭和59年四日市市条例第15号)の規定に基づく印鑑に関する証明	1件	200円	

(略)

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(市民生活部市民課)